

○道路関連譲与税の動向

税目	財源の帰属先	譲与の基準	H21年度の取扱い
地方道路譲与税 (地方道路税の収入額の全額)	都道府県(指定市)	道路延長 1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>使途制限を廃止</u> ・譲与は、引き続き、<u>道路の延長、面積を基準として行う</u> ・地方道路譲与税を地方揮発油譲与税(仮称)へ改称
	市町村 42%	道路面積 1/2	
石油ガス譲与税 (石油ガス税の収入額の1/2)	都道府県(指定市)	道路延長 1/2	
		道路面積 1/2	
自動車重量譲与税 (自動車重量税の収入額の1/3)	市町村	道路延長 1/2	
		道路面積 1/2	